

第十九回 參議院農林委員會會議錄

第九部

昭和二十九年五月十八日(火曜日)午後
一時五十分開会

出席者は左の通り。

卷之三

宮本
邦彦君
戸叶
武君

片柳

- 農林政策に関する調査の件
(糖業に関する件)
- 酪農振興法案(内閣提出、

修正案の要綱の第一の「本法の適用対象を硫酸アンモニア及び政令で定めるその他の重要肥料とすること。」このため題名を「臨時肥料需給安定法」に

安肥料審議会の意見によつて、政府は政令で指示することができる、政令で指定したものに対するはこの法律の権限へ入れて行くこと。こういう考え方方

第三番目の「保管団体の指定は、該者を直接又は間接に構成員とする団に限るものとすること。」現段階で直に申しますと、これは全購連に当

修正案の要綱の第一の「本法の適用対象を硫酸アンモニア及び政令で定めるその他の重要肥料とすること。このため題名を「臨時肥料需給安定法」に改め「硫安審議会」を「肥料審議会」に改

安肥料審議会の意見によつて、政府は政令で指示することができる、政令で指定したものに対するはこの法律の権限の中へ入れて行くと、こういう考え方をいたしたのであります。これが第一をいたしたのであります。

第三回目の「保管団体の指定は、戻者を直接又は間接に構成員とする団に限るものとすること。」現段階で直に申しますと、これは全講連に当わけであります。なぜこれを消費日本に、うなづき丁出、こト

める等閑連条項の整頓を行うこと」といたしましたのであります。この理由を申上げます。この疏安の需給安定のために当初政府から提出されました法案でありまするが、この法案が相当長い期間に亘りまして審議されております。たまたま最近のことき事情になつて参りますると、当時疏安の出血輸出をしたその犠牲を農民に被せるといふことから端を発しました疏安問題が、

の一番基本的な大きな修正である。それで、特に内容を申上げた次第であります。

保管団体といふ形になつてお出しかた申しますとこれは消費者、この保管団体をめぐつて将来いろいろ争いが起ることも予測されますが、ただなかなかいいかと申しますと、御承知のように、肥料の保管をいたしますその目的が、不時の災害、又は全国的に見ましたときに、特定の個所で特に品薄になつて肥料が時期的に暴騰する、こう

硫安需給安定法として出発したのであります。が、その長い審議の期間において、その硫安の生産原価を抑えて行くこと、それから現段階の硫安価格がどこまで引下るかということに対する懼意は、我々審議は相当慎重にいたしましたのでありますけれども、そらはつきりと、自信心を持つまでに至らないといふのが率直な考え方だと思うのであります。が、一方におきまして、その他の例ですが、一方におきまして、その他の例

の一番基本的な大きな修正であります。そこで、特に内容を申上げた次第であります。

第二番は、「通商産業大臣は、肥料の需給の適正化を図るため必要があるときは、肥料審議会の意見をきいて生産業者に対し、肥料の種類、数量及び品質を定めてその生産を指示することができるものとすること。」といったのであります。この意味は、今度の肥料の製造合理化のために政府は相当の資金を斡旋する、こういうことになるのであります。そのためには、そのときに政府が相当の資金を斡旋し、疏安窒素工場の合理化を図ろうとしたしましても、会社自体が當利会社でありますからして、その製造する肥料の種類であるとか、数量、品質というものを消費者の立場というよりか、むしろ商品として、より諸かるとという方向へ生産の手

申しますと、これは消費者、この保
團体をめぐつて将来いろいろ争いが
きることも予測されますが、ただな
く保管団体は消費者の団体でなければ
ならないかと申しますと、御承知の
ように、肥料の保管をいたしますその
うまいに、肥料の保管をいたしまして、
が、不時の災害、又は全国的に見ま
したときに、特定の個所で特に品薄な
ようつて肥料が時期的に暴騰する、こう
いうような場合を予測いたしまして、
そうして一ヵ年消費に対する約一割の
肥料を全国数カ所にチャージいたしま
して、それを最前申上げたような肥料
暴騰の機会には、その事前にこれを放
出するということが目的でありますの
で、若しこれを肥料を商うことによつ
て利益を得るということが目的である
機関であるといたしまするといふと、
一方自分の手持というものがあります
申します

えれば輸入に待ちますところの加里にてたしましても、過磷酸原料にいたしましても、日本のドルの手持、その他貿易関係から、たしまして、单なる流去

点を置くならば、国家がそれに対して力を入れたことが無駄になる。こういう点から、通産大臣は肥料の需給の適

からして、その放出を速かにすること
は自分の商行為の上に利益を少くすることになり、それが消費者の、いわゆ

国家が直接乃至間接に一つの指示政策をやらなければならぬような事情がある。

正化を図るため必要があるときは、この審議会の意見を聞いて肥料の種類等あるとか、何々をどれだけういうふ

らば、それによつて手持が少くなつても、新らしいもので総的に農民は肥料の異常二方に暮れ、叩きだく。肥料が買入する農民の消費する立場の正体であるが、

出つたものではないか。こういうふうの情勢に鑑みまして、この肥料はその他の磷酸肥料、加里肥料に至るまで確

質のものをということを定めて、生産を指示することができることにいたしましたのであります。

頭を防ぎ得る限り安価な肥料が貰うを得ざ
こういう原則から行きまして、これはどうい
うしても消費者でなければならぬとい

○臨時疏安需給安定法案（内閣提出、衆議院送付）（第十八回国会继续）

第九部

このふうな見解を持つたのでもないま
す。

第四番目の「農林大臣が、保管森林に体して買取の指示をする肥料の数量は需給計画で定めた調整保留数量の範囲内とすること。」これはこの文句の現わし方としては御了解になりにくい。

林大臣は、例えば一ヵ百年百七十万トンの肥料を使うという場合に、各会社に対する割当を定めることで、それを調整する方法をとります。農業生産のための肥料供給を確実にするために、このようにして調整保留分として計画を立てさせていただきます。

せる。併しながら、この保留分の十七万トンというものは、どういふがな場合でも全部一気に全艦運なり、その指定団体に、保管団体に全部そのまま買わせると、いうことのように前の法律がでておきましたので、これは一応計画には立てるが、その中から必要度のものを買って行けばよろしいのだ。例えば内地需要がそれだけの一割の計画は立ててみたけれども、実際時期的に見て参りますと、それだけの必要がないといふ場合には、その一部を保管団体に買わせ、一部は輸出に廻すといふことをやるようにするほうが、国費を少く使うことにもなり、合理的ではないかと、こういう考え方から第四の問題を出したわけであります。

体に対し、保管肥料の譲渡その他の指示をする場合において、災害その他緊急の場合には、予め肥料審議会に諮詢することを要しないこととする。但し、この場合、農林大臣は、遅滞なく、肥料審議会にその旨を報告しなければならないものとすること。」原案におきましては、農林大臣はこの保管

肥料の譲渡その他の指示をする場合においては、必ず肥料審議会の意見を聞いて

あります。たゞ、そのうような過程を経ておりますといふと、災害或いは肥料の地域的な暴騰といふものに対し即座に間に合いかねる心配がありますので、農林大臣は保管団体と相談してそれを処理いたしまして、事後報告として審議会にその旨を報告することも許され、こういうことを第五点で修正いたしたのであります。

認めるときは、保管主体が農林大臣の指示にもとづいてする肥料の買取及び保管に必要な資金について、融通のあつ旋その他適切な措置を講ずるものとすること。」これは書いてある通りであります。

額を定める場合には、その參しやく事項に肥料の国際価格を加えること。」、これは政府が審議会によりまして最高価格を決定する。その決定方式については、政府当局から御説明があつたと存じますが、そのときの各種の對応材料の中へ、肥料の国際価格と、うちもの

肥料の上へ肥料の目録付けて、それも一応薬局の条項の中に加えよう。そういうことであります。

輸出株式会社の業務に関する重要な事項についても調査審議すること」。これでは原案によりますといふと、この日本硫安輸出株式会社といふのは、商法による一つの会社であるために、義務監督といふうな面については余り強く出ておらなかつたのであります。併しながら、一面から言ひなれば、一つの国策会社的な性格を持つております。

ので、而もその赤字をカバーするのにも、政府の別途の施策なしには赤字

をカバーできないという原則の上に立つておりますので、従つて肥料審議会は疏安の輸出会社に対し、適当な会計の内容であるとか、或いはその中の損益の状態といふようなものについて

調査も、審議もできる、「うるわしく」と
を加えたのでござります。

それから第九番の「肥料審議会の委
員九人以内」とあるのを十五人以内に改
めその構成を次のようにするものとす
ること。」、そないたしまして肥料の生

産業者を代表する者三人以内、肥料販売業者を代表する者二人以内、肥料の消費者を代表する者三人以内、学識経験のある者七人以内、こういたしましたのでございます。で、学識経験者といふものを、殊に七人にというふうに大幅に特に挙げましたのは、この内容

含みといたしましては、各種の審議会のうち、国會議員が法律の上から当然に入ることに規定いたしましたものと、それから米恤審議会のように、法律としては入つておらないが、実質的に国會議員が入つておる、こういう二色の委員会があるのであります。又完全な

つておらない委員会もあるのです。ですが、国会議員がこの各種の審議会の中に入ることのはずにして

は、いろいろの立場があるのにございまして、ですが、私どもの考え方といたしましては、国會議員が入らない審議会といふものが、非常にややまとすると低調であります。審議が活潑に十分になされない嫌いがある、こういうこともあります。併しておるのでありますし、又国會議員たゞといふものが入つておることによつて、むしろこれがバツクにある政党的

な一つの考え方といふか、色合といふものもちらり／＼と出るために、必要

以上に論議がこまやかなつて參ります。という欠点も見ておるのであります。そこで今回の場合は、大体において國會議員の、衆参両院から議員としていうよりか、むしろ學識経験者と

いう形において入り得るゆとりをこゝに五人置きまして、そして一つの折衝をしたような考え方であります。が、そういうよろんな人数を大幅に九人から十人五人に拡げまして、殊にその中の学識経験のある者という項に対し、一人

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(片柳貞吉君) 御異議ないト
認めます。

○委員長(片柳眞吉君) それでは次に
糖業の件を議題にいたします。去る二
月二十六日、砂糖協定の是正に關し、
農林、通産及び大蔵三大臣に申入を行ひ、これに対し三月八日回答が
きましたが、なお不十分でありました
ため、三月九日重ねて申入を行ひ、

三月十九日申入を受け、三月十八日までに回答を求めておきましたところ、三月十九日の当委員会において、農林政務次官及び食糧庁長官から、今少しく時日をかしてもらいたい旨の申出があり、今日に至つておるのでありまして、その間約二ヶ月を経て

おりますので、本日はこの問題について
まして政府の方針を聞くことにいたし
たいと思います。本日は食糧庁長官の
出席を得ております。なお通産省のほ

○政府委員(前谷重夫君) 先般の当
員会におきまして、砂糖の問題につき
まして、応急対策として御報告を申
けたのでござりますが、恒久対策につ
きましては、いろいろ他の物資或いは
制度的な関連もございますので、今
度はおきたいという旨を申上げてお

たわけですが、現在の状態を御報告申上げますと、制度的に恒久制度として一つの制度を設けるというごときましては、未だ時期尚早ではないだらうかといふうに考えまして、行政的な方法において、そうして、糖価の安定を図つて参りたいというふうに考えておる次第でござります。それにつきましては、當時糖業メーカーから生産出荷の実績を徵収いたしまして、その状況、輸入の状況等を考えまして、そろして行政的な運営によりまして、できる限り糖価の安定を図つて参りたいという考え方でおるわけでございます。現在の状態におきましては、輸入の一応の見通しが立つておりますが、九月までは四十万トンの輸入ということになつておるわけでござります。下半期の外貨の問題につきましては、まだ一応の見通しでございまして、確定はいたしておらないわけでござりますが、一応上半期の輸入の促進を図りまして、糖価の推移を見て行政的にこれを指導して参りたい、こういう考え方でおるわけでございます。

れはキューバとの貿易協定によりまして変動があるかと思ひますが、そぞろにいう見込を立てております。それからインドネシアにつきましては、大体十二、三万トン程度が考えられるのじやなかろうか、それから残余は台湾糖といふべきであります。それから台湾糖につきまして、最近の情勢いたしましては、差当り十二万トン程度の見込が付いておる、こういうことがあります。

○江田三郎君 輸入の方式は……。

○政府委員(前谷重夫君) 輸入の方式につきましては、キューバ及びインドネシア、台湾、それより特殊の事情があるのであります。今まで、キューバ糖につきましては、ストレートになるか、リンクになるか、まだ明白ではないわけですが、リンク的な公算も大きいのじやなかろうか、こういふふうに考えております。台湾の場合につきましては、ストレートの考え方ではございませんが、インドネシアにつきましては、一応ストレートで入るだろうかと思ひますが、御承知のように、印度ネシアにつきましては、貿易関係の決済事務の問題がございまして、印度ネシアの物産の輸入の促進、こうう面がございます。我々としましては、糖価安定の考え方といたしまして、糖価の状態によりまして、直消しておられます。その場合におましても、例えは現在通産省におきましては、インドネシアの砂糖の輸入においては、インドネシア物産の輸入と

う形が条件付になつております。これはそのときの品目率、糖価の事情等によつて、そういう糖価対策として直消糖を入れるような場合におきましては、その面を更に再検討してもらいたいといふ希望を持つておるわけござります。それでお尋ねの輸入の方式でございますが、これはリンクになりますが、これはリンクになりますかによつて状態が違うかと思ひます。先般应急対策といたしまして、インポーター割当についての業者発注制度をとつたわけでござります。これにつきましては大体実施が進行中でござります。この問題につきましては、我々といたしましても、その実施の状況を更に検討して、改善を加える必要がある面については改善を加えなければならないんじゃないかなという考え方の下に、先般の実施の状況を更に実需者団体から報告をとりまして十分検討いたしたい、かように考えております。

ますと、今度の九月までの輸入について製糖工業会なり、或いは砂糖の輸出入協議会のほうは、それ／＼輸入方式について、まあインボーラー割当なり、実需者の問題について政府のほうへ要請をしておるようですが、その点、今検討をしてと言わわれるのは、基本的にはどういうことを意味しているかといふことをもう少し詳細に聞かして頂きたいと思うわけです。それでつまりざつくばらんに言えども、本当に実需者としての資格を実績的に、今回の措置によつて実績でもはつきり示したものについては依然としてそういうものを考えて行くのか、或いは検討してといふ意味は、もはやこういう制度は根本的にやめるべきだというような立場からの検討なのか、その点は一体検討して、というのは幅が広いですから、もう少しはつきりおつしやつて頂きたいと思ひます。

のじやながろうか、こういうふうに考
えておりますので、これを只今のよう
にやめるための点と、或いは存続す
る、むしろもつと白紙に帰つてこれを
検討したらどうかといふ点を検討いた
しておるわけでござります。
○江田三郎君 ちょっとそれをはつき
り……。

○政府委員(前谷重夫君) ただ、今度
の実績によりまして、フランクにこれ
を検討いたしたい、こういうふうに考
えておりますが、考え方といたしま
しては、直消糖についてそういう必要
がある場合には、その範囲その他が非常
に問題でござりますが、必要な場
合にもそういう措置も併せて考える必
要があるのじやながろうかといふ考え
方を持つております。具体的にこれを
どういう範囲でどういうやり方をやる
かという点については、実施状況の報
告をとり、その実績を見てやり方等に
ついても考えて行きたい、かよらに考
えております。

○江田三郎君 どうも今のお答え、ち
よつとこうわけのわかつたような、
わからんよんな、いわゆる政治的な
御答弁をされたんでわからんのです
が、もう一遍聞きますが、大体砂糖の
価格といふものが、四一九に例えば四
十万トンといふものが入りさえすれば、
これは安定するのかどうかといふ
ことについて私ども非常に疑問を持
つておるわけなんです。去年の暮から
今年の春へかけての暴騰にしても、た
だこれは需給の関係だけではなかつた
と思う。そこにいろいろな要素が入り
込んでおつたと思うのです。投機的な
要素も思惑的な要素も入り込んでおつ
たと思う。そこでまあ今年の外貨事情

は、これは正確には勿論わからんことですが、併し現に特需の収入にしておった七億一千万ドル程度予定されておつたものが、今の見込では五億程度に下るのではないか。こういうことも出ておるし、一応外貨事情がそのような形で窮屈になると、どうしてもこれはやはりもう一遍迷惑の対象にされるという虞れが非常に強いと思う。それでまあこの前あいう実需者割当でやられましたか、もう一遍繰返して言いますと、あの中には、私どもが見て本当に実需者の資格がないとか思われないような団体も確かにあつたわけです。併し同時に又まじめに最終段階まで本当に配給して行くんだ。こういう団体もあるわけです。ともかくあいう制度によって、一応あの迷惑といふものに対しても、ほかの要素も勿論あります。ありますけれども、あれも一つの原因になつて、あの迷惑のべら棒に高い相場といふものが抑えることができたのであつて、これは検討を要する面はあるけれども、併し制度としては非常に面白い制度だつたと思う。ただ根本的に、さつきおつしやいましたように、恒久制度を根本的に変えるならば、ああいう措置以外には実際にはできないのじやないかと思う。ところがあの実需者割当をやるやり方を見ておつても、私どもは依然として政府のやつておられるることは、どうもメーカーなり、インボーターの保護に重きがある。今後も倍額輸入を続けて行かれるかどうか知りませんが、併し倍額ネシアの分について倍額輸入の問題がある。

額輸入の補償を、コンペイセイトをうんとかけられるということは、これは実需者割当制度としてはちょっと当を得ていなかつたのじやないか。勿論日本の中の貿易政策全体の問題がありますから、そういう他物資の輸入ということは、は今どうでもいいといふのではあります。併し倍額というようなことでの値段が下つたときに大きなコンペイセイトをさせるということは私はこれには少し酷ではないか。そういうようなことをやられる間にだん／＼相場が下つて来ましたけれども、その下の下り方についても、やはり糖業資本あたりの政策的な下り方が入つているのじゃないか。そして実需者割当といふものを実質的に意味ながらしめようとしたのではないか。実需者割当といふものを実質的に意味ながらしめて、実需者が投げ出すのを待つて、およそ投げが済んだときに又新らしい思惑を始めようといふ意図が必ずしも私はないとは言えんと思う。而もそういうところに持つて行つたのは、実需者といふものの選び方・割当の仕方、そういう細かな点についてあなたの方のやられたことが、当を多少失する面も、それに妙なやり方・糖業資本の妙なやり方を助長した面がありはしないかと思うのです。そして、そういう点について検討を加えるといふことなら私はこれはそれで納得ができますけれども、その検討において、勿論この全額について言うのではありませんよ、併し或る程度のことは、実需者割当といふのをおくのだということにしておいて、その実需者割当

のやり方について白紙に返つて行くとのをもう白紙に返してしまつて行こうとするのか、その点についてどうも先ほどの答えは非常にあいまいだつたと思うので重ねてお尋ねいたします。
○政府委員(前谷重夫君) 先般の実需者発注制度によるインボーダー割当については、全般の糖価対策として応急的に線上輸入と併せて実施いたしました。今後の問題としては、勿論糖価如何にもよりましょうが、我々といったしましては、糖価のあり方によりましては直消糖の輸入等も考えなければならぬといふふた考えております。その場合におきましては、実需者割当といふこととこれを検討して考えて参るということであります。が、御承知のよう実需者割当といふものは、その実需者の需要の限度をますし、又今回の割当、割当と申しますか、今回の実需者割当の実施状況を見て、更に検討しなければならない点が多くあらうと思います。この考え方の根本はそうでございますが、現実の問題といたしまして、その実施状況如何によりましては、これを更に避つて再検討する必要が起るかも知れない、こういう意味において申上げたわけであります。

う。だからこの根本に遡つてということは、今言われるのは、そういうことははつきりもう今後別に細かく調べてみんでも、我々だつて或程度わからりますよ。特にあなた方のような責任ある立場に立つていらっしゃる人ならわかるつているはずです。今言われた言葉は非常にデリケートな言い廻しをしておられますけれども、要するに実需者割当といふものはもう今後考へないという方向に行こうとしているのか、正直に一つおっしゃつて下さい。

○政府委員(前谷重夫君) 今お話をございましたが、今度のやつは皆現に実施中でございまして、我々といたしましては、実需者団体から特約書をとり、それからその実施についての報告書をとるという事になつております。実施の段階に入つて、これから末端に流れようという段階でございます。まだどの団体がどういうふうな実施をやつたかということはまだつかんでおらないわけでございますが、これを今後実施の状況に応じましてつかんで参りましたい。先ほども申上げましたように、糖価のために直消糖を入れる場合には、実需者団体の発注限度のインボーカー割当ということも考えなければならぬいという考え方を持つておるわけでありますが、今回の実施の状況によりまして、その範囲その他も十分検討しなければなりませんし、まだその他にも関係しなければならない、それが非常になりますが、大きな変更を生じて参るということになりまると、これは根本的な制度の改訂にもなるうかと、こういう趣旨におきまして申上げたわけでございまして、根本的に糖価対策いたしまして直消糖を輸入するような場合において

○江田三郎君　どうもこれは前谷さん、率直に言いましてな。あんたのところだけでやつておるならば、そんくらいの答弁で私ども納得するのですけれども、何しろこの問題は少し監督が多過ぎますからね。だからどうも根掘り葉掘り聞かんと安心ができないのでして、この間も或る新聞にこれは匿名批評たつたが出ておりましたけれども、一体この貧乏国日本で角砂糖以外に白砂糖を使わなければならんということはどうなんだ、もう少し国際收支の確立なり、経済自立ということを考えるならば、根本的に考えることが必要なんじやないかという匿名批評が出ておりましたが、私はそこらにも非常に考えなければならん問題があると思うのです。こういうときにですよ、今度の決算報告を見るといふと、御精工業のほうは各社ともおよそ増配をやつておる。大阪製糖の利益率あたりを見ると相当なもので。こういう形をやらして置いて、日本経済が本当に持つのか、持たんのかということを、これ是一つ真剣に考えてみないとですね。これはあなたのところの外米輸入だつて不可能になつてしまふと思うのです。そこでもあそいう点は、今更言わんでもわかつておるだらうと思いますけれども、どうもこの砂糖の問題だけについては、あなたのほうがいつもはつきりしたことを言わんで、何か奥に物の挿まつたようなことを言われるのですが、幸い通産省の方が見えておられますから、通産省の考え方を今お聞きたいのです。

四

が、通産省としては、今度の実需者割当というものを、これはまあ私はもう大体どこの团体がどうということはわかつておるはずだと、こう申しましたが、それは末端まで全部終つておるわけではないから、責任ある政府としてまだ報告も見ていないからわからんといふことになりましょうけれども、大体もうこれ以上どの团体はどういうことをしようとしているか、どの团体は何を考えているのかということは私ははつきりしていると思う。併しつつきりしないというのならそれでもよろしいが、要するに今回の応急措置によつて、実需者としてまじめにその团体の構成員のために少しでも安い砂糖を配らうと、こういつてやつた团体についても、今後も国民生活安定のために実需者の発注證明のインボーラー割当というものを、通産省のほうでもお考えになる意思はあるのですか、ないのですか。

○政府委員(松尾泰一郎君) 何と申しますか、我々のほうの立場から申しますと、インボーラーの関係、それから

実需者乃至需要者は一つのまあ考え方をしておるわけです。従いまして、インボーラー割当か、実需者割当か、こ

ういうことになると、かなり考え方を違つて参りますが、需要者が実需者か

ということになりますと、これほどつ

ちかといふと、農林当局の砂糖の配給政策の問題になるのじやないか、従いまして、インドネシアにつきまして先般実需者に、何と言ひますか、受注限

度の注文させて輸入業者に割当をした

といふやり方につきましても、又或るときは粗糖でなしに直消糖であつたわ

けでござります。従いまして、今後直

消糖が若し入るということありますれば、私はこれは一つのいいやり方じやないかと思つています。今インドネシアから直消糖を何ぼ入れるということは計画ははつきり立ちませんが、まあ食管長官も今言われましたように、場合によつては糖価の奉制と申しますか、そういうふうな点から、そういう粗糖でなしに直消糖も輸入するといふ場合には、先般やりましたような、ああいう例も一つの参考と申しますか、一通り得るのではないかと思つております。くどくなりますが、割当としては需要者割当なり、実需者割当なりにそうごだわつておらんのであります。先般の例がいいとか悪いとか、まだ結論を下すのは少し早かろうと思ひます。くどくなりますが、何と申しますか、決して私は悪いやり方ではないと、こういふふうに考えております。

○河野謙三君 私ちよつと一、二点伺いたいのですが、前谷さんは、基本的

の対策はちよつと立たない、取りあえ

ますか、行政措置によつてやると、こうおつしやる。私は伺いたいのですが、行政

措置で何をやりました。大した行政措

置を私はやつてないと思う。基本的政

策も立たない。大した行政措置もやつ

てない。ただあれよ／＼といつて見て

いるだけだ。私はそういう批評が当つ

てないとは思はない。そこで具体的に

内に伺いますが、行政措置の中で、国内

の製糖工業の合理化といふことも一つ

の行政措置でできると思ふ。流通過程

の合理化といふこともできると思う。

○政府委員(前谷重夫君) これは今回

輸入公表と関連して検討いたしている

行政措置です。

○政府委員(松尾泰一郎君) さよう

ございます。

○河野謙三君 そうしますと、農林省

が、勿論從来のいろ／＼の関係もござ

いませんが、通産省にも意見を伺います

と、この御説明して頂きたいと思います。

○政府委員(前谷重夫君) これは結論

を申上げますと、まだ輸入公表をいた

しておりますやの私は新聞記事を見ました。

したが、あれは一体どうなつたのですか、すでに我々新聞で見たときには、

四月以降においてこういうことを実施

するやの私は新聞記事を見ました。

聞の書いたことには責任を持たないと

いふことをよく書われますけれども、

あれは一体どうなつたのか、これを一

つ御説明して頂きたいと思います。

○河野謙三君 通産省のほうはそれに

ついて能力割を減らすというこの方針

が、最終的に農林省において決定する

ことです。が、通産省にも意見を伺います

と、この御説明して頂きたいと思います。

いのじやないかということも御尤もでございますが、まあ時間的な問題としましては、輸入公表が行われるまでに決定すればいいと、こういう考え方でおきましたので、輸入数量のほうのいろいろな相談に主力を置いておりましたので、この目安が付き次第その基準をきめて参りたい。こういうことで遅れただわけでございます。別に何ら他意があつたわけではございません。

○河野謙三君 私はこの点は遅くなることは非常に大きな弊害があると思う。いろいろこの割当基準を変更することは多種多様の意味がありますけれども、取分けこの物資の欠乏し、資金の欠乏しておるときに、ただでさえ過剰な国内の砂糖工業の設備を完全にストップさせなければいかん。それがたまには従来の能力割当といふものに非常なウエートをかけたことに間違いがあつた、そこでこれを減らすのだ、これに間違いないでしょ。それなら一刻も早くやらなければ、現在まだ日本の全国の砂糖工業は増産設備を盛んにやつしているところがあるじゃありませんか。こういうものを一月も早くやめさせる。計画は勿論のこと、現在やつておるものを持てないよと、うにやめさせるということが私は大きな狙いだと思う。従つてこの措置をとることのお考えというものは非常に大事なんですよ、私から言わせれば……。それを折角いいところに思い付きになつて方針をお立てになつても、これをきめかねておるといふところに私は減らす意味がどうもわからない。私はいつも我々大いに言うところの名古屋精糖あたりが、この処置によつて一番番大きな打撃を受けて、その方面からの反

対のあれがあつて、そういうことによつてぐずくしているのではないか、こう思うのですが、そういうことは絶対にありませんか。あなたがおつしやるよう今明日中におきめになりますか。減らすといつても五五%減らす、一〇%減らすも減らすことは実事ですよ。少くとも私は一〇%以上減らさなければ、一〇%以上とか、八%以上とか、その程度のことはここで御発表願いたい。

而もその一〇%の中には実需者を含む
というような兩者の主張に食違がある、それでこれをきめかねておる、こ
ういうことを私はほかに聞いており
ますけれども通産省が若しをういう
ふうな主張をされておるなら、その主
張の根拠を一つ私はここで御説明頂き
たいと思います。

○政府委員(松尾泰一郎君) まだ両省
で御相談中でありますので、決定的な
ことを申上げかねますが、通産省の考
え方としては、七〇%とか、三〇%と
か、こう言われました点も、何も通産
省としてこれを必ずこうしたいといふ
ことではないに、ただここで申上げら
れる点はインポーター割当の率を若干
殖やしたいということを農林省当局に申
上げておるわけでございます。国会で
いろいろ御意見を拝聴しております
が、業界から今我々のほうに正式にい
ろいろの意見が出て参つておりますの
は、これは或いは食管長官等からお話
があつたかも知れませんが、製糖業者
の関係からは、リンクを除きました分
につきましての九〇%は需要者割当、
止むを得ない場合は一〇%はインボー
ター割当にされたい、それからトレーラ
ーのほうの団体の輸出入協会のほう
は、五割は需要者なり実需者割当、あ
との五割はインポーター割当といふこ
とを言つて参つておるが、閣議のほ
うの正式の意見としても出て参つてお
るわけでござります。通産省といたし
ましては、国際競争の非常に激化する
さ中におきまして、貿易を伸長いたし
ますためにも、どうしてもその担い手
である貿易業者を強化しなければい
ないという政策を從来強くとつて参つ

ております。或いは金融の面におきましても、一言申上げますと、業者優遇の政策をとつて参つております。それは何も砂糖に限りません、綿花といふ、羊毛といふ、或いはリンク制或いはそういう割当の場合におきまして、需要者、実需者以外の取扱業者であるインポーター割当を実施して参つておるわけでござります。何も砂糖に限つたことではないわけでございます。從いまして、砂糖につきましても、商社強化の一環といたしまして、どつちかと言ひますと、需要者割当が原則になつておつたわけでございます。場合によりましては、いわゆる何といふか、紐付のインポーター割当といふものがありましたが、余りその純然たるインポーター割当は少なかつたわけでございますので、殆んど砂糖についてはなかつたかと思ひまするが、そういうような事情がありまするので、今後の割当につきましては、或る程度インポーター割当の率を増加をしてもらいたいというふとを農林当局に申出しているわけでございますが、それが或いは三〇%とか、七〇%とかいうことで巷間伝えられておるのも知れませんが、ただ併し、これは地域によりまして非常に実情が違つてもナンセンスでござります。この場合にはインポーター割当か、実需者割当かといふことになります。又そのとになつた場合には、需要者割当といつてもナンセンスでござります。この場合にはインポーター割当か、実需者割当かといふことになります。又その現在の例えばキューバとの通商交渉、或いは台湾との買付の交渉なり、或いはインドネシアとのいろいろの折衝の

工合から言いまして、地域或いは数量につきまして大分その前後が出て参るわけでございまして、四十万トンと先ほども言わましたが、四十万トンを結構なことでございますが、実際問題としてやれないという実情になつておりますので、従いまして、やる地域なり、数量なりによりまして、具体的に農林当局と相談をいたしまして、この場合は九割と、一割にするとか、或いはこれは三割と七割に分けるとかといふふうなことで御相談を申上げたいと、いうふうに考えております。このインボーラー割当の率を殖やして頂きたいことは間違いないございません。事実そういうことを申上げております。

拡大することを認めて、そしてインボーラーを育成しようというのは、インボーラー本来の使命と非常に違うと思う。そういうふうな通産省が考えを持つてゐるから、現に御覧なさい。砂糖じやありませんけれども、食糧で今刑事問題が起つてゐるじやありませんか。倉庫業者からリベートをとつたり、そういうふうなことを、暗黙のうちに通産省の思想が、インボーラーの手数料主義じやなくて商業取引の域まで入つてゐる、又入らしてもインボーラーを育成しようというところに思想の混亂があるから、そういう問題が起ると思うのです。これはどうですか。

このインボーラーといふものは本来の手数料収入という域だけでは育成できない。その域を飛び越えて商業取引、商業経済、この点までも出しや張ることを認めて、なお且つインボーラーを育成しようというのが通産省の基本方針ですか。同時にそちらでありますならば、農林省は一体それについてどういふうにお考えになつておりますか、私はおかしいと思う。通産省で扱つてゐる物資はいろいろありますけれども、農林物資の中で、現に今ここで問題になつた肥料のうちで、過磷酸原の燐鉄石は全部実需者割当じやありませんか、インボーラー割当は一つもないわけです。餌の問題も全部実需者団体ではありませんか。私はこれは本来の農林省の行き方でこれは正しいと思つてゐる。砂糖に限つてのみこういふ例外を作るのはおかしいと思う。これらについて通産省と農林省の両方からお考えを率直に伺いたいと思います。

</

ある吉田内閣でも、今のあなたの言うような野方図なことは考えているはずはない。だからあなたの今の答弁は通産大臣と一緒に聞いてる。そういうふかく、いいことはありませんよ、あなた。そこで私はさつきから申上げてるのであります。若し儲けがあるならば兄貴も弟も均分にしてやらなければなりません。その通りですよ。だから私は貿易業者には貿易業者の使命があるのだから、その使命に従つて、手数料といふものは、今の一・五%なり、一・七%が少なければ、一方において製糖業者も、砂糖の関係の業者も儲けていられるのだから、これはインボーカーに手数料として二%ならば二%に引上げることについては、私はやぶさかでない、こう言つているのです。そういうものインボーカーの手数料において考へるべきであつて、インボーカー本来の使命を逸脱した国内の取引市場にまで入るようなことまでして、そういうものまで認める。その儲けを私はインボーカーにやるということは迷じやないか、手数料の問題を考えたらいいじやないか、私はそう思うのです。この点についてもう一遍私はあなたの基本的な考え方を承りたい。

ればいいのであって、これは根本的に話は変つて来ると思います。従つて我は何も今河野さんと政策を議論しても、それは政府なり、或いは自由党の問題でありますて、我々は与えられた範囲内での作業というか、方針を立てるならば、私は先ほど申上げたような手数料でいいのだということも、これも正しく御尤もな御議論だらうと思います。併しこの現実の取引なり、生産の状況を見ておりますと、仮に綿花を例にとつてみても、我々が綿花についてインポーターと割当を主張したときに、筋書きが申しましたのは、そういう今河野さんの言われた議論で、いろいろ手数料が少くて気に入らんなら少し上げてやろうかと、こういうその上げてやろうかという、そういう考え方方が私は問題ではないかと、こう思うのであります。行政上の便宜から割当をもらつているものを、自分のもうその固有の権利であるかのごとく考える。そしてその手数料を人に、まるで上げてやろうかといふうな考え方が、私は問題であるのでありますて、両部門の勢力を均衡させるためには、政府のほうで割当権を一部与えることによつて調整が付くのでありますて、仮に今ここでインポーター割当を、例えば一割なり、二割なりしたからと言つて、インポーターが暴利をとるということは絶対にないわけであります。これを又実需者なり、需要者に買つてもらわなければならんわけでありまして、併しながら、若干の自分が現物を握ることによって手数料を上げてくれという、その趣にもなるわけでありまして、今一分五厘の手数料を二分に上げてやつたら

いいじやないかとおっしゃいますが、それは誰がやるかということです。政府が二分に上げてやると言いまして、製糖業者が嫌だと言えば、それまでの話であります。それだけの権能はないわけであります。ただ、今の政府がやつておりますのは、ただ外貨の割当をきめるというだけの話であります。従いまして、私は両部門が或る程度そういう話しをするために、今河野大臣さんが言われた手数料引上の方向に持つて行く手段としても、何かここに現物を持つことによって、彼らが發言をする機会になるわけであります。縮花の例をとつてみますと、砂糖と若干それは要素は違いますが、このインボーダーと、それからメーカーというものは、席を同じくして議論もできん。もう一言メーカーに氣に入らんようなことを言わされれば、もう明日からは取りに影響を受けるということで、そういうふうな非常にいわば主人と下男か、女中のよくな関係に置かれておること、自分が、私は経済の円滑な運営から言って不合理じゃないか。そうしていることは、勿論資本主義経済でありますので、資本の大企業との小企業との関係はありますようが、その関係がます／＼大きくなり現われているのは、たまたま政府のやつている生産者割当の、いうか、需要者割当が非常に悪いしてあるのじやないか。従つてその点を或る程度は正をすべきじゃないかといふな考へ、方から、インボーダー割当を一部廃棄したらどうかといふ、まあ主張をしておるわけであります。これについてはいろいろ御議論もあるうかと思ひますが、我々としまして通産省では大体そういう方向で考えておるわけ

○河野謙三君 私はあなたと政策論をやろうと思つてはいないのです。あなたが政策論について議論する資格のないことは知つています。併しあなたが政策論を出したから……。そうでしたら、けれども、その需給関係、而も価格の調整というものは、量を殖やして余計に被せる以外に手はないといふこと、これは一つの大好きな政策ですよ。ところが私はあなたがそういう議論をされるのは矛盾があると思う。政府は、あなたの大臣は経審長官もしておられたし、外貨割当の責任者であつて、本年度の砂糖については八十万トンというものをがつちり押えておられたるじやないですか。今後も国内の砂糖市場の推移によつては九十万トンに繁殖やすことができるような御議論をなされたが言われるから、私はそういうふれども今の自由党内閣だからと言つたつたて、毎国会出て来る法案なんです。監機応変ですよ。需給調整につきましては、その事情に置かれた場合には、これまた管理方式等に移して行く問題は、毎国会法案が枚挙に遑ないほど出でてゐる。さて、若し量的に調整ができるないといふことは生きている政治をやる限り当然のことなんです。我々は自由党政府の方針であるかのよう、又その政府の方針に従つて我々は行動するのですが出しても不思議じやない。それをやつて、いうふうに早合点しているがね。今日何も私があなたに政策論をぶちかまっているのぢやないのです。あなたが

これから、それは手数料の問題は私この間も言つたでしよう。あなたのほうでは砂糖業者が、インポーターが、この間実需者に向つて、あなたのほうが保けるのはおかしいから、五円安く、手数料や何かを余り抑えるから、だなうござんす。それで、あなたは監督する権限がないと言つておられるが、外貨を握っているあなたのはうくらんとしていておられますよ。そういう無理なことはいけないです。あなたは監督せんよ。あなたは非常に謙虚な気持でいるけれども、砂糖の業者といふものはあなた足許を見て恐れて、大きな権限を握っているものはありませんよ。あなたは非常に尊厳感をおられるけれども、砂糖の業者といふものはあなた足許を見て恐れて、それをあなたが何も権限を持つてないようなことを言うのは、それは私情と違う。私はあなたがさつき、私は政策論をぶちかけたから、あなたはそれに対して、私はそういう権限は持ないとおつしやつたが、あなたが僕政策論を持出したから僕は言ったで、以後のことは私は通産大臣に改めて……、あなたは責任を持つて言わなければ、通産大臣は大体あなた同じような考え方を持つておられるところが、以上は、外貨割当については、一つ私は通産大臣に伺わなければならぬと思います。だから明日私は産大臣を呼んで頂きたいと思います。お、農林省から私の今申したこと、通省の考え方とあなたの考え方と答弁に食いがあると思うので、何かその点につ

て一言前谷さんの御意見を伺いたいと

思ふ。

○政府委員(前谷重夫君) これは御承知の通り、外貨の割当方式につきましては、いろいろの見方があります。我々といたしましては、原則的には需要者割当を從来から考へておるわけであります。ただこれは地域によりまして、或いはそのときの諸般の事情によりまして、原則でございますので、その実態に応じて勿論幅を持つて考へておるわけではありません。ただこれは地域によりまして、原則でございますので、それをいたしましては、原則的には需

要者割当を從来から考へておるわけであります。ただこれは地域によりまして、或いはそのときの諸般の事情によりまして、原則でございますので、その実態に応じて勿論幅を持つて考へておるわけではありません。ただこれは地域によりまして、原則でございますので、それをいたしましては、原則的には需

要者割当を從来から考へておるわけであります。ただこれは地域によりまして、或いはそのときの諸般の事情によりまして、原則でございますので、その実態に応じて勿論幅を持つて考へておるわけではありません。ただこれは地域によりまして、原則でございますので、それをいたしましては、原則的には需

費者というものを、最終の砂糖の消費

者という問題を忘れてはいるのじやない

うなら、それはインボーカーとメー

カーと利益を分け合つてもよろしい。

併しこれは必需物資なんです。而もこ

の砂糖が、これは贅沢物資だ、そら言

うの去年の今期の発表された決算報告を

見ると、どこもかしこも増配をやつて

いるのです。消費者はひどい目に会つ

ておるのです。同じことを又今年も継

返さなければならんのです。八十万

トンの砂糖が、これはとても八十万ト

ン私はむずかしいのじやないかと思

う。特需一つから見ても窮屈になるの

じやないかと思うのです。そういうと

きにあなたの言われた、まあ言い落し

かも知れませんけれども、メーカーの

三百六十円を五百円にも六百円にも売

つているやつをインボーカーにも分け

てやればいいじやないかということ

なしに、もう一つ実需者というものを

忘れてはならん、これはあなたも御異

存はないと思うのです。恐らく議論の

おつても、どうも松尾さんの言われ

ることも、少し我々から言ふと納得で

きん点があるのです。それは河野君の

言ふような、まあ手数料で行くかどうか

かということは、これは根本問題にな

りますから、その点は私は触れません

けれども、あなたの言われるのは、砂

糖のメーカーというものが三百六十円

のドルを五百円にも六百円にも売つて

いるのだ、だからこれをインボーカー

へも少し分けてやつたほうがいいのじ

やないか、こういう議論ですが、その

ときにはあなたのはうでもう一つ忘れも

のをしておるのであります。我々が言つて

か我々わからない。あなたに聞いてみ

るといふと、いや、二〇%といふこと

はないでしよう、ゴムの輸入にしても

何にしても、その他それを元にして今後

又輸出という問題もあるからして、そり

ういう大きな数字にはならんでしょうと

言われるけれども、併しながら、イン

ボーカーのほうは二〇%ということを

何んであります。そう言わると仕方がないとい

ういうことです。消費者はひどい目に会つ

ておるのです。同じことを又今年も継

返さなければならんのです。八十万

トンの砂糖が、これはとても八十万ト

ン私はむずかしいのじやないかと思

う。特需一つから見ても窮屈になるの

じやないかと思うのです。そういうと

きにあなたの言われた、まあ言い落し

かも知れませんけれども、メーカーの

三百六十円を五百円にも六百円にも売

つているやつをインボーカーにも分け

てやればいいじやないかということ

なしに、もう一つ実需者というものを

忘れてはならん、これはあなたも御異

存はないと思うのです。恐らく議論の

おつても、どうも松尾さんの言われ

ることも、少し我々から言ふと納得で

きん点があるのです。それは河野君の

言ふような、まあ手数料で行くかどうか

かということは、これは根本問題にな

りますから、その点は私は触れません

けれども、あなたの言われるのは、砂

糖のメーカーというものが三百六十円

のドルを五百円にも六百円にも売つて

いるのだ、だからこれをインボーカー

へも少し分けてやつたほうがいいのじ

やないか、こういう議論ですが、その

ときにはあなたのはうでもう一つ忘れも

のをしておるのであります。我々が言つて

実需者割当にして、そうして実需者が

正当なと考へられるところの手数料を

インボーカーに払つて、メーカーとの

関係については、一番安く申出をする

ところの、一番まじめなと思われるも

のと契約して行く、そういう制度が、

砂糖が必需物資である以上は、やはり

何にしても、その他それを元にして今後

又輸出という問題もあるからして、そり

ういうことになると話がわからんから

どういふことになると話がわからんから

る考え方があるようには聞いておるわ

けであります。まあ併しながら、通産

省のほうで、かくあるべきだというこ

とを一々申上げるのは少し行過ぎだろ

うと私は思います。

○江田三郎君 それならそれで前谷さ

んのほうから答えてもらいたい。まあ

併しついでですが、それをここだけで

言われるけれども、併しながら、イン

ボーカーのほうは二〇%ということを

何んであります。そう言わると仕方がないとい

うことになつて投げてしまつたか、或い

うことになつて投げてしまつたか、或い</p

じやなかろうかというふうに考えておるわけでござります。

○江田三郎君 前谷さん、それは少しあなたとらわれ過ぎておるのぢやないですかね。粗糖としてでなしに委託加工でも私はいいのぢやないか。全部をそういう形にしておるといふのぢやないですか。併し少くとも國民大衆の中では、あるいは農村關係の人とか、或いは労働者、そういう人々の分については或る部分価格牽制の要素としても、委託加工といふものであつてもいいのぢやないか。それを委託加工といふのはいかんのだ、粗糖として配らなければいかんと言わるのは、あなたが少し問題を取扱えているのぢやないかと思うのですがね。この粗糖として使わないものは全部メーカー割当をするといつて来て弊害を生んでいるのですよ。國民は高いものを買わされたんです。メーカーは増配をやつていたんです。このことは誰が考へても失政ぢやないですか。それを今までこうやつたけれども、そのときにメーカー割当を今までやつて来たんですよ。今までやつて来て弊害を生んでいたんですよ。

○政府委員(前谷重夫君) 只今の江田委員のお氣持はよくわかるわけです。

我々といひたまゝしては、ただ産業構造の建前からして、糖價牽制には先ず第一には、やはり直消糖の輸入で以て実需者団体にやるといふのが筋ぢやなからうか。併しそれが直消糖の輸入が不可能であるとか、或いは又それで以てしても牽制でき得ないという場合もありますから、絶対的に私も粗糖の輸入が委託加工がいけないということを申し出るわけではありません。ただそれ消糖として手を打つべきじやなからうか。それがいけなかつた場合に第二段の政策として考えて行きたい、かよう、合におきましては、いろいろその点に第一でも問題があるようにも聞いておられます。これは喰だけでありますか。もう少し実態を検討いたしたい。絶対的に私が委託加工といふのを否つて、第一義的には委託加工といふのを実需者に考へてやるべきではないか。これは議論でなくて、現に何と交渉して、第一義的には委託加工といふのを第二義的に考へるべきでなく現に農林省はそぞうやつておるのではあります。それは江田さんの主張は私は弱いと思う。私はそれが本筋だと思う。

○江田三郎君 その委託加工といふ名前でそれで思惑をやつておるものはこれらは知りませんよ。併し本当に委託加工をしてまじめな末端に配つておるのぢやない。併し或る程度の価格牽制の要素としても、これが委託加工であつてもかまわないのぢやないか。又委託加工といふ形が或る程度残ることによつて、メーカーの遊休施設なり、過剰施設なりの負担といふものを全部消費者が着なくとも済む要素が出て来るわけなんです。それを牽制することができるわけなんです。そういうことにつけば、もう一遍お考え方を願つておるわけですが、どうでしょ

たいと思うのですが、どうでしょか。

豆が入つた場合、これは從来は豊年製油とか、その他の製油業者にやらし方針はそれでいた。ところがこの粕を餌にやつて、あ

の業態に応じまして、いろいろやはり一面においては生産行政とも密接な関係がござります。これが根本的にそれが原則であるといふ形も言ひ切れないのであります。これは業態によつていろいろの問題があらうと存じております。

私たちとしては、行政面でその業態の実情に即しまして考へて行くべきじやろこし」にしても同様です。農林省の方針はそれでなければならん。先づ原

料であるが、製品であろうが、実需

団体に一遍やつて、そして実需団体が

加工を要するものは加工の委託をする

とか、何とかどつことは実需団体が考

える。これは江田さんの主張は私は弱

いと思う。私はそれが本筋だと思う。

現に農林省はそぞうやつておるの

で、第一義的には委託加工といふの

を実需者に考へてやるべきではない

か。これは議論でなくて、現に何と交

渉して、第一義的には委託加工といふの

を実需者に考へるべきでなく

現に農林省はそぞうやつておるの

で、第一義的には委託加工といふの

を実需者に考へるべきではない

か。これは議論でなくて、現に何と交

渉して、第一義的には委託加工といふの

を実需者に考へるべきでなく

現に農林省はそぞうやつておるの

で、第一義的には委託加工といふの

を実需者に考へるべきでなく

申しますが、工場に委託して加工して頂く、あと必要な方面にはこれを分配するというような統制といふようなことになりますが、そういうようなところに行かない限りは、去年と同じようなことを今年も繰返すのじやないか。これはそのほかに手がない、先ほどからお話を出ますように、農林省にしても通産省にしても、これをコントロールする力がないのだといふような状態でありますと、現在の内閣がこういうような自由経済を方針として持つておられるとしても、砂糖に限つては又話は違いますが、肥料の加里肥料或いは過磷酸肥料をいうようなものに限つては、これは統制をやらなくちやいかんのじやないかと私は考える。今のままの組織をうまく使ってできない相談をやつしているより、一步前進して統制にしたらどうか、それがいけないのなら、少くとも本当の需需者の団体を相手に或る程度これはそのほうに向けてやる。やり方は政府が委託加工としてこいつを販売してもらいいし、まあ実需要者の要望によつて貿易商社を越えて輸入して行くという手もありましましようが、私どもはそういうふうな生温い手じやなしに、全体の値段を一遍政府でブルするということが必要じやないかと思うのです。現に塩がそういうふうなことをやつておりますが、この砂糖とそれから一部の肥料、これはどうしてもやらなくちやいかんのじやないか、これはもう前から何遍も論議が出たことだらうと思ひますが、もう少しはつきりした農林省の御意見を聞きたいのですが、このままで同じようなことをやつて行くと、これはもう去年の続きをやることは目に見えておるので、思

い切つたところをやらんじやいけないのじやないか、どうも農林省のやり方が鈍いので、のろいので、もう少し抜本的な方策を講じなくちやいかんのじやないかと思うのであります、何遍ももう御意見が出たかと思いますが、私欠席しておりましたので、御意向を聞きたいのですが。

○政府委員(前谷重夫君)　只今の上林委員のお説ですが、需給状況が逼迫いたしましたれば、そういう形になろうと思いますが、この統制にするか、或いは管理をするかということは政策の根本問題でござりまするし、又一方においてきましてデフレ的な政策も進められておるわけでござりますので、今現在の我々の考えいたしましては、デフレの政策の進行状況と、それから消費実能というものをもう少しその推移を観るべきじやなかろうかというふうに考えておるわけでござりまするので、根本的にそういう態度をとつたらどうかと見てることは、これはまあ政策の根本問題でござります。殊に砂糖のみなどと/orするのとその程度などと思ひます。これは全般的な経済の方向の問題と関連すると思いますので、私からお

なつはう矢の道にの轡

満足する程度に近いところまで輸入して行こう。こういうような方針はおかしいぢやないか。もつとどうして北海道の生産増強をやらんか、国内の生産が一段階が高くなりましてもいいぢやないか。高い値段を輸入品とブルして少々高くなつてもいいぢやないかと私は考える。今の北海道をもう少しつつくならば、今の五倍や十倍の砂糖の生産はできるのぢやないか。又過剰も申

り、貿易業者或いはその間に介在する流通過程の商人、これらがたまく砂糖にタッチしておるというだけで自由に儲ける。こういうような点をそのまま農林省或いは関係官庁が知らん顔をしておるというのは、大きな国民に対する責任問題じやないかと私は考える。何とか抜本的なことを一つ考えて頂きたい。それから国内産の砂糖の生産状況、これのお話が一つも出て来ませんが、いつかも申上げましたように、世界中で、歐州のあの寒い国へ行きまして、安い熱帶産のシュガーハーがあるのに、こいつを輸入せずに自國で或る程度自給している。消費の半分程度は自分で作つておる。特に日本の現状としましては、今外貨のこういうような状態で、何とかして国内でこういうようなものはできるだけ自給せねばいかんといふ時期が来ているのじやないかと思うのであります。北海道のビート・シュガーの生産増強をやる、こういうよろんな方面には殆んど食糧府長官のお話は出ませんが、これも農林省のやり方は余り無責任じやないか、外貨はこれほど窮屈な状態になつてゐるのであるが、こいつのような完全消費の品物でありますから、こりうるものをお程輸入して、或いは皆が

ガードを買上げることによりまして、そ
うして生産のために原料シユガーの価
格の指示もいたしておりまして、大体
道庁がお立てになりました増産計画は
十分遂行し得ているというようになります。
ただその他の問題につきましては、御指摘のいろいろな砂糖の
工業的な面があろうかと思います。
ケーン・シユガーとか、或いはその他
のシユガーを新らしく作るとか、いろ

上げましたように、砂糖きび「日本の
当のケーン・シュガードやなしに、暖
帶地方或いは温帯地方でも相当程度の
砂糖分の高い品種ができている。こう
いうふらなものを富士の山麓とか、下
のほうのあいている土地にどんどん々植
えて行つたらどうか、そういう生産を
強化するということのもつと真剣に考
えなくちやならないのじやないか。ど
うも農林省のやり方を見ていてますと、
今まで何とかやつて行こう、こん
なことじやどうにもならんのじやない
か、この国内産の砂糖の生産増強につ
いてどういう工合に強い手を打たれる
わけでありますか、お伺いしたい。

いたい。それでなかつたら去年と同じようなことを繰返すといふことがもう目の前に見えてる。こういうふうなことをしながら往再来日を送るというのは農林省の怠慢じやないかといふくらいに私は考えるのであります。十分その点は一つ御努力願いまして、何とか砂糖の価格の安定した将来へ持つて行ってもらいたい、まあそういうふうなことを希望申上げておきます。

つきましてはまだ技術的な問題も解決されておりませんし、今一、二その試験的な研究が進められているという段階でございますので、その研究の状態を待つて考えたいと、かように考えております。

○上林忠次君 附加えてくどく申上げますが、私が輸入品を全部一遍農林省の特別会計でも作つてブールしたらどうかと言うのは、日本の国内産の砂糖の生産を上げて行くというためにもやつてもいいらしいのです。どうせ国内産は高くなりますが、高くなつてもこれは安い砂糖とブール計算でやつに行く、そうして国内の産業を進展させるということをやる時期がもう来ているのじやないかと思いますので、どうしてもそういうような手を打つてもらいたい。すでに現在でも外国から入つたやつが皆単価が違う。競争で安いところからばかりとれないというような状況でありますために、どうしてもそういうような一つクッシヨンが要るのじやないか、この際一つ統制に飛び込む、或いは中途半端の過程としまして、需要者のまとまつた団体に対しては、これは政府で直接配給してやるというところまでどうしても行つても

○鎌木一君 長官にお尋ねしたいのです
ですが、先ほどから、又從來の審議の過
程でも、メーカーの育成といふような
ことに非常に砂糖問題については重点
が置かれているような感じもするわけ
なのあります。勿論國民經濟上ど
うしても必要だといふようなものの育
成は考えなければならんというのは當
然のことだと私は思うのであります
が、名古屋精糖の問題ですね。戦後全
然なかつたのですね。それがあれだけ
まあ大きくなつた。割当の仕方なんか
も名古屋精糖では神戸の工場が完成す
るのを待つて割当をきめるかのことき
印象を我々は受ける。而も名古屋精糖
の役員の構成を見ますと、日銀からも
入つておるし、大蔵省からも入つてお
るし、東海銀行からも入つておる。そ
の背後には自由黨の政調會長の池田氏
がいろいろ操つておるといふ。背後にお
つておつてそれも、相談に預つておる
ということは、これ又天下周知のこと
なんです。これがどうしても國民經濟
上必要だということになると、私は誰
が背後におろうが、どういう役員構成
であろうと、それはかまわない。別に
必要ではない。從來の設備が不合理で
あれば合理化してもかまわない。まあ
こういつたようなことが出て来るとい
うのは……、というようなことに対し
て、私はそれは長官の責任であるなど
うかということではなしに、そういうう
ことを行政を担当しておられるあなた
方として、これは止むを得ない、我々
のせいではないということをただ見て
おられたのか。むしろ自由經濟だから
ら、こういうのができるのも当然だと
いうようなことで見ておられたのか、
そういうことに対する感想を承わつて

みたいと思うのです。私はどうも腑に落ちないです。これは必要なものなら大いに育成しなければならんけれども、必要でないもの、而も日銀あたりから特別外貨貸付ということで三億も貸付ける。これはあなたのせいだといふけちくさい考えは毛頭ありませんけれども、これはまああなたの担当でつる行政の面において、ここまででつち上つて来たということに対しても、あなたはどういう考え方を持つておられるのか、その感想を承りたいと思います。

○鈴木一君 あまり申上げても、できてしまつたからしようがないと思うけれども、あなたのほうで積極的にもう少しお考え願えれば、こういうような無駄な設備をしなくとも済んだのじやないかというふうな気がするのです。これは政治家も悪いと思いますし、これ以上申しません。

○宮本邦彦君 今粗糖は市場へ出しておりますか、どういう形でどのくらい出ておられますか。

○政府委員(前谷重夫君) 粗糖は從来でござりますと、インボーダー割当の場合には市場へ出ることもござりますが、需要者割当の場合は出ない、粗糖の需要が現実にどれほどあるかといふことは、先般粗糖については需要者割当をいたしました結果として或る程度の数字が出来来るかと思いますが、大部分先ほど御議論が出たように、粗糖 자체の需要は少くて、委託精糖をいたしているのが多いのではないかといふふうに考えております。

○宮本邦彦君 数量は……。

○政府委員(前谷重夫君) 数量はまだつかみ得ないです。

○委員長(片柳真吉君) 速記を止めます。

〔速記中止〕

○委員長(片柳真吉君) 次に、酪農振興法案に移りたいと思います。最初に河野委員の質問にかかる、これに関連する飼料問題について畜産局長及び食糧局長官から説明を聞くことにいたします。なお、今衆議院と連絡をしてお

○政府委員(大坪藤市君) 先づ河野委員のありました問題につきまして、その第一点でありまする飼料需給安定審議会に關する問題であります。それでこの問題につきましては、いろいろと相談をいたしました結果、今週以内に審議会という形式を以ちまして、全員の懇談会を開催することにいたしたのであります。で、正式の審議会につきましては、その席上いろいろと御意見を伺いました上で措置をいたしたいとか、かように考へてゐるのであります。次には、現在のこれは飼料中の「ふすま」の問題でありまするが、これにつきましては、外國の「ふすま」の輸入を差し引いて五千トン程度を早急に輸入すべく手配をいたしてゐるのでありまするが、五千トン全部はなかなか引合のできないような事情にあるのであります。併しながら、その範囲内におきまして少しでも多く輸入をすべく努力いたしてゐるのであります。「ふすま」に代りまする代替飼料として、イラクの大麦その他いわゆる食糧用の穀麦を特許と申しまするが、格安な品物を畜産團体等に配給いたしますべく、食糧庁に協議をいたしまして、差当り七千トン程度を早急に配給いたしたいと、勿論これでは不十分でありますので、更に四大製粉メーカー等につきましては、「ふすま」代替飼料としての大麦の増配の方を協議中である次第であります。そのほか御承知と思ひまするが、すでに私どもの考へておりまするような価格

で配給をしてもらうべく、行政的に協議をいたしまして、おおむねその同意を得ているのでありまするが、実際問題といたしましては、すでに先物契約が相当数字を占めておりますので、全部が全部私どもの申入をいたしました価格で配給するということは、現在のところ困難のような事情にありまするが、メーカーのほうにおきましても、その私どものこの申出の趣旨につきましては了解して頂きました。できるだけ避けそういうような価格で配給するようにないたしたいというようなことであるのであります。そのほかできるだけ飼料の生産を増加すべく、食糖方に大麦の増配或いは小麦の増配等の措置を用意下協議いたしているのであります。

の上で政府としての態度をきめたいと、かように考へてゐるのであります。

○河野謙三君 それはむずかしいにはむずかしいですけれども、あなたの全体はこの第七条というものを發動する時期が来ている、かような御見解ですか、どうですかと伺つてある。あなたが審議会の委員を集めて、政府としてはかく／＼の対策を持ち、安定法第七条についてかく／＼の意見を持つてゐるということを言わなければ、審議会の委員の意見が聞けないでしよう。その場合あなたは一体第七条についてはどういう見解を持つておられるのか、それを伺いたい。

思うのであります。その間のやりとりにつきましても、いろ／＼委員の方々の意見等も伺つてみたい、かように考へておるのであります。勿論すでに個別的には委員にいろいろそういう御意見を伺つておられまするが、まことに全体としての意見は伺つておりますので、それらの点につきまして、よ

○河野謙三君 それは畜産局長、あ
たが先にあなたの腹をきめなきやい
ませんよ。審議会の委員を招集して
たところで、製粉業者を代表する委員
は第七条発動反対にきまつております
よ。眞に農家を代表する委員であつ
るはず、農家の代表といふものは第

多数おられますので、必ずしもそぞう
いうような業界の意見を代表するとい
うふうにも限つていないと思ひます。

いろいろな委員のかたが多数おられますので、各方面の意向を十分に一つ承りたいと、かように考えております。○河野謙三君 売座座長が私は審議会に臨むに当つてそういうことで私はいいと思わんね、あらゆる飼料に対する外国の事情から、国内の需給関係、あらゆる資料をあなたぐらい手許に集めている人はない。生産者は生産者で集めているでしようけれども、これはやはり資料が少いです、又意見が片寄つておる。あなたが一番豊富な資料を持つて一番中立の立場にある。あなたが先ず審議会の委員に向つて、政府の方

り、又困難な事情にありますので、直ちに第七条というものを発動していかかどかかという点につきましては非常

な問題があろうかと思うのであります。その辺につきましてもう少し検討を重ねて参りたい。そのため審議会の委員等の意見も十分に一応事前にござります。かように考へるのであります。

○河野謙三君 今の御発言によりますと、あなたは第七条を発動する時期ではない、こういうふうな御見解のよろこびにはつきりと私は受取りましたが、これはつきりと言えよ

○政府委員 大坪藤市君 その点は、必ずしも発動の時期ではないとは考へおりません。(はつきり言えよ)

月は売つちやいました、こう言ってい
る。そうでしょう。そういう実情でし
ょう。そういう実情にあつて、あなた

は第七条を發動する以外にあなた手が
ありますか、あなたの方現実において牛
物を充つちやつたと思つておられます
か、今頃製粉会社が先物を売るほどば
かではありませんよ。商売人はそん
な、今頃五月から六月のものを売るほ
どのはかなやつはいいのです。そん
なものは極く僅かなものであつて、そ
ういうときに製粉会社があなたのほ
うの要求に答えて、先物は充つして
まいました、折角でありますけれども
も、御期待に添い得ません、こういふこと
ふうなことを言つて來たとき、ああ
たそれをまことに受けたのですか。

針とは言いませんけれども、あなたの個人の見解といふものがなくちゃ、私は審議会の結果はつかんと思うのです。そうじやありませんか。やはりあなたが審議会に臨むのに、今私におつしやつたようなことを言うつもりですか、どうなんです。若し審議会の委員の人から、私は委員じやありませんが、委員の人から畜産局長は一体どう思うのか、だと言われたとき、あなただとします。

は、よく各般の事情をもう少し検討して参りたいと、かように考えます。

○河野謙三君 あなたは非常に固くつて、いるから、それじや私からあなたに申上げましょ。あなたは今何とつしやいました。内地の製粉会社に「ふすま」についてどれだけ供給見込あるかといふことを調べたところが、社によつては、もう先物を売つちやっているからというので、幾らも農林の配給計画と申しますか、こううう画の数字に乗せるものはないと言つている。こう言つたでしょ。あなたそれを製粉会社がそう言つたのをまさに受けておりますか、私は皆知つて、これだけのものは六月に出しきす、これだけのものは七月に出しきすと言う。或る一方の製粉会社のほうは、六月はもう売つちやいました、

併しそれは嘘だと思ってる。あなたはそれを抑える方法がないでしょ。それを抑える場合に一体何があるか、第七条以外ないじやありませんか。それを製粉会社が率直に、いや、糧斤から五百五十円と言わわれているけれども、もう七百円も、七百五十円も充つちやつても合わないが、何と我々もしなければならないと思いまから、農林省に協力して、五月のもの六月のもの、七月のもの、原料割当ら換算したものは全部農林省に協力しましよう、こういうようなことであります。あなたのようだに第七条の発達的な態度の者もあるけれども、非協力の者を現実にあなたの目の前に見て、も非協力な者を見ても、第七条の発達について私は非常な疑いを持つていて、と言うようであなたの良心を私は疑惑にな。だから私はこの間変なことを言

思うのであります。その間のやりとりにつきましても、いろいろ委員の意見等も伺つてみたい、かように考へておるのであります。勿論すでに個別的には委員にいろ／＼そういう御意見を伺つておるのであります。が、ます全体としての意見は伺つておりますので、それらの点につきまして、よ御意見を伺つてみたい、かように考へるわけであります。

○河野謙三君 畜産局長が私は審議会に臨むに当つてそういうことで私はいいと思わんね、あらゆる飼料に対する外国の事情から、国内の需給関係、あらゆる資料をあなたぐらい手許に集めている人はない。生産者は生産者で集めているでしようけれども、これはやはり資料が少いです、又意見が片寄つておる。あなたが一番豊富な資料を持つて一番中立の立場にある。あなたが先ず審議会の委員に向つて、政府の方針とは言いませんけれども、あなたの個人の見解といふものがなくちゃ、私は審議会の結果はつかんと思うのです。どうなんですか。若し審議会の委員の人から、私は委員じやありませんが、委員の人から畜産局長は一体どう思うのだと言われたとき、あなたはどうします。

り、又困難な事情にありますので、直ちに第七条というものを発動していいかどうかと、いう点につきましては非常な問題があろうかと思うのであります。その辺につきましてもう少し検討を重ねて参りたい。そのために審議会の委員等の意見も十分に一応事前に述べた上で、この問題を審議するつもりであります。かように考へるのであります。

○河野謙三君 今の御発言によりますと、あなたは第七条を発動する時期ではない、こういうふうな御見解のようではありますまいと私は受けましたがあつたのであります。

○政府委員(大坪藤市君) その点は必ずしも発動の時期ではないとは考えておりません。(「はつきり言えよ」)
呼ぶ者あり) それらの点につきましては、よく各般の事情をもう少し検討して参りたいと、かように考えます。

○河野謙三君 あなたは非常に固くつてしまふから、それじや私からあなたに申上げましよ。あなたは今何どかいるから、それでや私からあなたに申上げましよ。内地の製粉会社について、「ふすま」についてどれだけ供給見込あるかといふことを調べたところが、それを製粉会社がそう言つたのをき

月は売つちやいました。こう言つてゐる。そうでしよう。そういう実情であります。そういう実情にあつて、あなたが何を賣つておられますか。は第七条を發動する以外にあなた手がかりではありますか、あなたの方現実において牛物を売つちやつたと思つておられますか、今頃製粉会社が先物を賣るほどですか。な、今頃五月から六月のものを賣るにはどのばかなやつはないのです。そんなどなものは極く僅かなものであつて、どういうときに製粉会社があなたのほうの要求に答えて、先物は売つてしまひました。折角でありますけれども、御期待に添い得ません。こういふふうなことを言つて來たとき、ああそれとまことに受けたのですか。併しそれは嘘だと思ってる。あなたが何を抑える方法がないでしよう。それを抑える場合に一体何があるか、第七条以外にないじやありませんか。それを製粉会社が率直に、いや、へこういう御時勢でありますから、糧庁から五百五十円と言われているけれども、もう七百円も、七百五十四も充つちやつても合わないが、何ともしましよう、こういうようなことであります。農林省に協力して、五月のもの、六月のもの、七月のもの、原料割当の算定であります。中こは島ら換算したものは全部農林省に協力によら。そういう実情にあつて、あなたが何を賣つておられますか。は第七条を發動する以外にあなた手がかりではありますか、あなたの方現実において牛物を売つちやつたと思つておられますか、今頃製粉会社が先物を賣るほどですか。な、今頃五月から六月のものを賣るにはどのばかなやつはないのです。そんなどなものは極く僅かなものであつて、どういうときに製粉会社があなたのほうの要求に答えて、先物は売つてしまひました。折角でありますけれども、御期待に添い得ません。こういふふうなことを言つて來たとき、ああそれとまことに受けたのですか。併しそれは嘘だと思ってる。あなたが何を抑える方法がないでしよう。それを抑える場合に一体何があるか、第七条以外にないじやありませんか。それを製粉会社が率直に、いや、へこういう御時勢でありますから、糧庁から五百五十円と言われているけれども、もう七百円も、七百五十四も充つちやつても合わないが、何ともしましよう、こういうようなことであります。農林省に協力して、五月のもの、六月のもの、七月のもの、原料割当の算定であります。中こは島

たが、製粉会社になぜそんな遠慮をしなければならないのか、日頃のお付き合いと行政とは別ですよ。私が急先生は私は自慢できるのです。私が急先生に立つて肥料会社の懐ろに飛び込んで、肥料会社を洗いざらい洗つてあるでしょ、陳情もあるでしょ、じやありませんか。私はこれをあなたにあえて自慢しますよ。あなたの行政をやつておられて、いろいろむずかしい点もあるでしょ、陳情もあるでしょ、お附き合いもあるでしょ、そういうものと行政とぶつかることもあるでしょ。ぶつかつても、そういうことを乗り越えて行政をやらなければ、それは行政にはなりませんよ。製粉会社の協力を完全に求めるだけのあなたに自信があられるならば第七条発動の必要はない。私もあえてそういう混乱を起す必要はない。ところが口では五月は五百五十円で売りります。六月は六百三十円で売りますと言つておりますよ。あなたが折角そういう安い値段で売るからと、製粉会社に行つて、少し手許に分けてくれと言つて分けてもらいましたよ。ところが全国でそういうことで売つているかと思うと、私の行つたところだけやつている。ほかでは殆んど売つていない。そういう製粉会社が非協力な態度でいるときに、あなたたは第七条以外にあなたのやるべき手がありますか。そしてその今の、この間私が申上げたように、これから四月も、五月も先の「ふすま」を五千トン入れます

とか、こういうことで一体……私は昨日あなたに宿題を出したでしよう。今一休豚の生産者ははどういう計算になつていてますか、豚を飼つて餌代が幾らとられる、粗収入が幾らであつて、あの汚ない、嫌な思いをして豚を飼つて、六ヵ月後農家の手許に落着く金は幾らか、これは今の餌の問題で一番はつきりして来る。私はそういう意味合いで、これはあなたとは敵同士でも何でもない。あなたに恨みも何もない。なけれども、現在有畜農業をあなたのほうで酪農振興法案を出している。それで酪農振興をやるという真剣な決意があるならどうで力年計画でどうして計画をやつている。現在あなたのほうで酪農振興法の問題を考えても「ふさま」で六百円や六百五十円で買えるものが、農家は八百五十円も「ふさま」代を出さなければならん。それに対しても未だにあなたの、これに対して第七条の発動について審議会に臨む態度が畜産局長の腹がきまらん。一方製粉会社からそういう勝手なことを言われて、先物は皆買つてしまいまししたと言つてごま化されていたつて、どうにもならないところで手を挙げて。この姿を見て私はじれつたくてならない。もう一遍私はあなたの率直な御意見を一つ伺いたい。

○河野謙三君　だからそれをあなたがお信じになるのがおめでたいといふことなんですね。私が聞いた範囲だが、具体的に言いましょ。あの日清製粉は割合にあなたのほうに余計協力しているそうだ。昭和産業、日東製粉に至つては完全に先物を売つちやつてないと言つてはいるでしよう。いわゆる世の中に言うところの四大製粉会社が、或る製粉会社だけが先物を全然売らないでいて、或る製粉会社が先物を全然売つた。こういふかななことがありますか、そうじやないのです。あなたのはうに協力して出せば、それだけ値を抑えられるから先物で売つちゃつたということで、それであなたのほうに肩外しを食わしているのですよ。そういうことをあなたは本當だと思つていますか、それがおかしいと思う。そういうふうに製粉会社に得手勝手なことを言われて、而も私は食糧庁に何度も言つているのだが、小麦の下落をするときには五百五十円で「すま」を売るのだと約束しているのですよ。それが六百四十、六百五十円なら、まだ私はこのようにも言わない。七百円或いは農家の手に渡るのが八百何円になつて、未だに食糧庁が黙つてしているのはどうかと思う。で、畜産局でもこれは黙つて、一方において酪農振興法なんて言つて出すなんて、ちやんちやらおかしいよ。この飼の問題を私はあなたが誠意を示してやるべきだ。一応やつて効果がないなら仕方がない。やるべきことはをやらいで、酪農振興法なんて……私は絶対に酪農振興法の審議なんかあります。

入ることはできません、私は……。畜産局長、もう一遍答弁して下さい。真剣ですよ、この問題は……、一休豚はどうなつてありますか、豚の調査がしてあつたら、答弁して下さい。

○政府委員(大坪藤市君) 先ほどこれは資料として配付しておられるかと思ひまするが、設例といたしまして、一応二ヶ月間飼育しました子豚を買入れまして、そして六ヶ月間飼育いたしまして、二十五貫という太さのものになるといたしました場合に、その場合における飼料費を全部現在の価格に引直し、なお豚の価格を芝浦の屠場の枝肉価格から換算いたしまして、生体価格をはつきりいたしまして、その差額を計算をいたしたのであります。勿論豚の飼育形態にはいろいろあると思うのでありますて、主に自給飼料を、而も格安の自給飼料でやつている場合或いは購入飼料を主としてやつておる場合、いろいろあると思いますが、全部これらを一応畜産局で、いろいろいろいろ各方面的専門家の作りました形式によりまして弾き出しました結果が、生産費といたしまして一万四千三百五十四円、それが大体一万五千四百円見当おりまして、一頭飼育いたしました場合に、差益といたしまして、約千円見当のものが出来る、こういう現在の調べになつておるわけでございます。勿論肥仔等の点は価格の中に織込んでおりませんので、現在のところまで千円見当は利益があるというような一応非常にその辺の採算点は低下して参つておりますが、現在のところまで千円見当は利益があるというような一応の数字になつておるわけであります。

○河野謙三君 あなたの生産費といふのは、それは一万五千幾らというのではありませんが、あれですか、労務費が入つてゐるのですか。

○政府委員(大坪藤市君) 労務費は一応これは入れておりませんが、この場合にはその豚の既肥と申しまするか、それを考慮の外に置いておるわけあります。

○河野謙三君 労務費を入れてないつてね、よく世間でニコヨンと言ふますが、ニコヨンどころの騒ぎじやないです。これはあなた半年やつて千幾らの利益が出る。而もそれは労務費が見てない。あなた、ちよつと私の計算を見て、單純にしている。大体半年やつて農家が豚を飼つて売る場合に、一万二千円から高くて一万三千円です。飼代が大体今は九千円かかります。私はもつと利益をよく見て、いわゆる粗収入から見て一万二千円に売つて九千円と、四飼代がかかる。差引き三千円と、それで労務費その他一切の経費を見るといふことになるとあまりに惨めじではないですか。それで養豚が盛んになるわけはないぢやないですか。それで表「ぬか」なら表「ぬか」というものが、食糧庁が計算しておるところの三百何円の基礎において養豚家の手に届くならば、養豚といふものもこれは或る程度栄えますよ。この段階まで追込んでじやないで、一つや二つの段階で、それで千円になつて、蚤だらけになつて、それまで千円になつて、あなたの計算によるともつとひどい。半年豚を飼つて、あの臭いをして、家中蠅だらけになつて、私の計算は大体そういうことになつて、あなたの計算によるともつとひどい。半年豚を飼つて、

入つていな。こういところであなたがこういことを言つていて、一体畜産振興になりますか。養豚の五ヵ年計画、十ヵ年計画、今まで幸いにしてうまく行きましたが、これから今まで通りあなた養豚の増殖計画が進むと思われますか、進まないでしょ。あなたが仮に豚を飼つて御覧なさい。「せきせいんこ」や何か飼つているのと違いますよ。鑑賞物じやないです。あれは……。そういう点で少し今日は話がきつくなりましたけれども、私は本当にこの餌の問題じや昂奮しておるのだ、私は……。これら一體麦の値段をどうしてきかるのですか、あなた。農林大臣はこの間、去年の麦の価格以上に値をなかなかきめにくくと言つていて下さい。そつすると、大体小麦が二千円前後でしょ、これは決定的ですよ。「ふすま」というものは六十キロに直して、大体小麦の価格の半分ぐらいたがですよ。ところが小売で「ふすま」が一千七百円でしょ、農家が買つているのは二千円台でしょ、その一體倍と言つたらどうなります、今年政府が小麦が三千円できますか、政府は二千円ぐらにしかきめられないと言つている。而も「ふすま」は農家が八百三十円から八百五十円で買つている。而もこれを農林省がどうもこらもできないので、ただ安定法というものがあるのに對して、七条というものがあるのに、これを死文に終らしている。これが畜産局長が發動するかどうかの決心が付かない。一方製粉会社はあなたの手許を読んで、製粉会社になめられていい。私は自分で豚や牛を飼つておりますが、豚や牛を自分で飼つてゐる人

はもつと怒りますよ。私でそれをこのくらい怒るのだから……。もう少し私は、意見がましくなりましたが、これはどうしてもこの問題を酪農振興の前提として、私はもつと明快に具体的に御説明願わなければならん、私はこの酪農振興なんて進まないとと思う。冗談じやないですよ、「この飼の話は……」
○政府委員(大坪藤市君) 豚の労賃の問題は廐肥の分と相殺をしてあります。大体その換算の価格といたしまして四千円検討のものが労務費として支出され、又同じくらいのものが廐肥代に相当しておるという一応の計算であります。で、次に餌の問題であります。で、これにつきましては何といたしましても、先づこれは供給量を殖やすことが現在の段階としては一番必要であり、緊急的なものではなかろうか、こういうふうに考えておるのであります。なお「ふすま」の海外買付は甚だ困難であります。それで、先ほども申上げましたように、福岡をできるだけ多く差りの問題として放出してもらうということに折衝いたしておりますのであります。なお「ふすま」の海外買付は甚だ困難であります。これがにつきましてもできるだけ速かに、而も期近のものが参るよう関係の省と常時折衝いたしております。

の価格が妥当であるというふうには考
えておりません。従いまして、それでは
これを根本的に、根本的にと言います
か、殖やすために如何なる手を打つた
らしいかということと、輸入の点と大
麦の払下を早急に実施するつもりでござ
ります。七千トンは政府輸送により
まして早急にこれを積出しできるとい
うふうに考えております。更に五等麥
等の在庫を今検討いたしております
が、只今の七条の問題は、これは我々
からいたしますと、御指摘のように
麦価決定とも関連がございますが、大
体工場渡しの袋詰めですと六百四程度
になろうかと思いますが、これにつき
ましては多少の変動がありますが、
現在の状態に対しても上り過ぎである
から、製粉会社に対しまして、これの
建値の指示をいたしておるわけでござ
います。ただこれにつきましては、現
実の流通市場の関係等が如何ようにも動
いて参りまするか、又從来委託加工を
いたしましたために、市場に出る「ふ
すま」が非常に少くなつたというよう
なことで影響しておる分も、これは勿
論その部分は事業者団体に行つております
から、安く行つておると思います
が、市場価格がそれに對して非常な影響
があるというふうな点もございます
ので、その点については慎重に考えな
ければならないということを考えてお
るわけでござりまするが、これに對し
て坐視しておるということではなくして
て、いろいろの手を打つておるわけであ
ござります。それから学校給食の委託
加工につきましては、この前御意見が
ございましたから、私もこれは当然や
るべきだと考えまして早速調べたわけ
でござりますが、学校給食の委託加工

りまして、三月の下旬にすでに指令を発しておるわけでございます。発して大体四月中に大部分のものの委託加工が終つておりますのと、それから政府の手持の小麦粉を出しておりますので、四月から六月までの分を完却いたしたものには間に合わなかつたわけでござります。七月以降の分につきましては、市場の状況を見てそういう処置をとり得るよう当初から考へて参りたいというふうに考えております。

ういうことですか。私はそのまま過去の不正当有利得まで政府は政府の責任において吸収して、何らかの形で不正なる価格で買った農村に移さなくちやんげないと思う。そのくらいの対策がなくちや私はいけないと思う。そういう対策もそれじやこれから先、目前あすからどうするということもない。あなたに一つ安定法第七条のあなたの御見解を聞きたい。一体あれを発動する以外に、あれは私は絶対的なものじやないと思う、あれによつてすべての問題が片付くとは思わないけれども、せめて政府が今とり得る措置というものは、去る国会において議決されました飼料需給安定法の第七条の発動以外に手はない、或いは絶対的な条件ではないといふ見解を持つておられるけれども、これに対する程度の緩和剤になる、こう思うが、それさえも食糧庁長官も畜産局長もまだその時期でないといふ見解を持つておられるなら、私は遺憾ながらあなたの良心を疑わざるを得ないと思うが、あなたたちの第七条発動についての見解を一つ伺いたいと思います。

○政府委員(前谷重夫君) 早急の問題

いたしましては、先ほど申しました

ように政府所有の大麦の天下、これは

早急に実施いたして参ります。これに

よつて供給力が相当殖えると思いま

す。それに就きまして、直ちに又他の

政府所有麦についての調査もいたして

おります。これも早急にやりたい。私

はこれが一番早急に打ち得る手ではな

いかと考えておる次第であります。そ

れから輸入の点につきましては、お話

のよう輪入の期間がござりますか

ら、これは先の問題になるわけであり

ます。早急の手としては先ず七千トン

に御説明申上げます。

○衆議院議員(川俣清音君) 飼農振興

法案中修正の部分について御説明申上

げたいと存じます。

まず第一項第一号及び第二号

の規定による利益金の処分

生産計画を定めるほか、草種草生の改

ういうことですか。私はそのまま過去の不正当有利得まで政府は政府の責任において吸収して、何らかの形で不正なる価格で買った農村に移さなくちやんげないと思う。そのくらいの対策がなくちや私はいけないと思う。そういう対策もそれじやこれから先、目前あすからどうするということもない。あなたに一つ安定法第七条のあなたの御見解を聞きたい。一体あれを発動する

以外に、あれは私は絶対的なものじやないと思う、あれによつてすべての問題

が片付くとは思わないけれども、せ

めて政府が今とり得る措置というもの

は、去る国会において議決されました

飼料需給安定法の第七条の発動以外に

手はない、或いは絶対的な条件ではな

いけれども、これに対する程度の

緩和剤になる、こう思うが、それさえ

も食糧庁長官も畜産局長もまだその時

期でないといふ見解を持つておられる

なら、私は遺憾ながらあなたの良心

を疑わざるを得ないと思うが、あなたたちの第七条発動についての見解を

一つ伺いたいと思います。

○政府委員(前谷重夫君) 早急の問題

いたしましては、先ほど申しました

ように政府所有の大麦の天下、これは

早急に実施いたして参ります。これに

よつて供給力が相当殖えると思いま

す。それに就きまして、直ちに又他の

政府所有麦についての調査もいたして

おります。これも早急にやりたい。私

はこれが一番早急に打ち得る手ではな

いかと考えておる次第であります。そ

れから輸入の点につきましては、お話

のよう輪入の期間がござりますか

ら、これは先の問題になるわけであり

ます。早急の手としては先ず七千トン

に御説明申上げます。

○衆議院議員(川俣清音君) 飼農振興

法案中修正の部分について御説明申上

げたいと存じます。

まず第一項第一号及び第二号

の規定による利益金の処分

生産計画を定めるほか、草種草生の改

言つて下さる、これは実需団体の天下

ですか。当然そうだと思うが。

○政府委員(前谷重夫君) これは畜産

団体も相談いたしておりますが、実需

団体も相談いたしまして、今実需団体

と畜産の関係を相談して輸送にもかか

つております。

○委員長(片桐眞吉君) それではなお

御質問があるうかと思いますが、衆議

院の修正につきまして、只今衆議院か

ら衆議院議員川俣清音君が見えており

ますので、同君から修正の理由につき

まして説明を願いたいと思います。

○衆議院議員(川俣清音君) 飼農振興

法案中修正の部分について御説明申上

げたいと存じます。

まず第一項第一号及び第二号

の規定による利益金の処分

生産計画を定めるほか、草種草生の改

良事業等を行ひ得るように修正したの

であります。

以上簡単でございますが、御説明申

上げます。何とぞ衆議院の意向を十分

御参照の上御賛同あらんことをお願ひ

いたします。

○委員長(片桐眞吉君) 本日はこの程

度で散会いたします。

午後四時四十二分散会

第一に、第一条の目的であります。

のものを今極力政府輸送しておられます。これは九州方面でございます。こ

れも直ぐに需要地のほうに持つて参る

努力をいたしております。それから第

七条の関係でございますが、これは勿

論飼料の問題といたしまして、飼料需

給安定法にござります通り、これにつ

きましては、我々いたしましても食

べたことになりますし、

又これについての受入の問題というふ

うないろ／＼な点があろうかと思いま

すので、先ずそういう政府が早急に打

ち得る手を打つて、更にそれについての

考え方を統一いたしたいといふふう

に考えておるわけでございまして、や

はり今度の事情は全体的な供給不足で

ござりますから、早急にこれは供給量

を増すということを一方において手を

打たなければならぬといふふうに思

つております。

○河野謙三君 前からの天下の方法を

言つて下さる、これは実需団体の天下

ですか。当然そうだと思うが。

○政府委員(前谷重夫君) これは畜産

局とも相談いたしておりますが、実需

団体も相談いたしまして、今実需団体

と畜産の関係を相談して輸送にもかか

つております。

○委員長(片桐眞吉君) それではなお

御質問があるうかと思いますが、衆議

院の修正につきまして、只今衆議院か

ら衆議院議員川俣清音君が見えており

ますので、同君から修正の理由につき

まして説明を願いたいと思います。

○衆議院議員(川俣清音君) 飼農振興

法案中修正の部分について御説明申上

げたいと存じます。

まず第一項第一号及び第二号

の規定による利益金の処分

生産計画を定めるほか、草種草生の改

良事業等を行ひ得るように修正したの

であります。

以上簡単にございますが、御説明申

上げます。何とぞ衆議院の意向を十分

御参照の上御賛同あらんことをお願ひ

いたします。

○衆議院議員(川俣清音君) 本日はこの程

度で散会いたします。

午後四時四十二分散会

第一に、第一項の目的であります。

のものを今極力政府輸送しておられま

す。これは九州方面でございます。こ

れも直ぐに需要地のほうに持つて参る

努力をいたしております。それから第

七条の関係でございますが、これは勿

論飼料の問題といたしまして、飼料需

給安定法にござります通り、これにつ

きましては、我々いたしましても食

べたことになりますし、

又これについての受入の問題というふ

うないろ／＼な点があろうかと思いま

すので、先ずそういう政府が早急に打

ち得る手を打つて、更にそれについての

考え方を統一いたしたいといふふう

に考えておるわけでございまして、や

はり今度の事情は全体的な供給不足で

ござりますから、早急にこれは供給量

を増すということを一方において手を

打たなければならぬといふふうに思

つております。

○河野謙三君 前からの天下の方法を

言つて下さる、これは実需団体の天下

ですか。当然そうだと思うが。

○政府委員(前谷重夫君) これは畜産

局とも相談いたしておりますが、実需

団体も相談いたしまして、今実需団体

と畜産の関係を相談して輸送にもかか

つております。

○委員長(片桐眞吉君) それではなお

御質問があるうかと思いますが、衆議

院の修正につきまして、只今衆議院か

ら衆議院議員川俣清音君が見えており

ますので、同君から修正の理由につき

まして説明を願いたいと思います。

○衆議院議員(川俣清音君) 飼農振興

法案中修正の部分について御説明申上

げたいと存じます。

まず第一項第一号及び第二号

の規定による利益金の処分

生産計画を定めるほか、草種草生の改

良事業等を行ひ得るように修正したの

であります。

以上簡単にございますが、御説明申

上げます。何とぞ衆議院の意向を十分

御参照の上御賛同あらんことをお願ひ

いたします。

○衆議院議員(川俣清音君) 本日はこの程

度で散会いたします。

午後四時四十二分散会

第一に、第一項の目的であります。

のものを今極力政府輸送しておられま

す。これは九州方面でございます。こ

れも直ぐに需要地のほうに持つて参る

努力をいたしております。それから第

七条の関係でございますが、これは勿

論飼料の問題といたしまして、飼料需

給安定法にござります通り、これにつ

きましては、我々いたしましても食

べたことになりますし、

又これについての受入の問題というふ

うないろ／＼な点があろうかと思いま

すので、先ずそういう政府が早急に打

ち得る手を打つて、更にそれについての

考え方を統一いたしたいといふふう

に考えておるわけでございまして、や

はり今度の事情は全体的な供給不足で

ござりますから、早急にこれは供給量

を増すということを一方において手を

打たなければならぬといふふうに思

つております。

○河野謙三君 前からの天下の方法を

言つて下さる、これは実需団体の天下

ですか。当然そうだと思うが。

○政府委員(前谷重夫君) これは畜産

局とも相談いたしておりますが、実需

団体も相談いたしまして、今実需団体

と畜産の関係を相談して輸送にもかか

つております。

○委員長(片桐眞吉君) それではなお

御質問があるうかと思いますが、衆議

院の修正につきまして、只今衆議院か

ら衆議院議員川俣清音君が見えており

ますので、同君から修正の理由につき

まして説明を願いたいと思います。

○衆議院議員(川俣清音君) 飼農振興

法案中修正の部分について御説明申上

げたいと存じます。

まず第一項第一号及び第二号

の規定による利益金の処分

生産計画を定めるほか、草種草生の改

良事業等を行ひ得るように修正したの

であります。

以上簡単にございますが、御説明申

上げます。何とぞ衆議院の意向を十分

のイの規定により国及び地方公共

団体に納付すべき額に相当する額

を免除してなお残額がある場合に

限り、これを行うことができる。

第十八条 前条の農業協同組合及び

農業協同組合連合会が金融機関再

建整備法の規定により調整勘定を

処理する場合には、同法第三十七

条の三第一項に規定する場合の

外、前に旧勘定に属していた資産

及び負債のうち同法第七条第一項

の命令で定めるものを除くすべて

について確定評価基準による評価

が行われていない場合において

も、確定評価基準の定められてい

ないものについては暫定評価基準

による評価のまま、同法第三十七

条の三第一項の規定にかかるわら

ず、大臣及び農林大臣の認可

を受けて、調整勘定を閉鎖するこ

とができる。

第十九条 第十七条の農業協同組合

及び農業協同組合連合会は、前条

又は金融機関再建整備法第三十七

条の三第一項の規定により調整勘

定を閉鎖する場合において、その

閉鎖の際その調整勘定に利益金の

残額があるときは、命令の定める

ところにより、これを国庫に納付

しなければならない。

2 国は、前項の規定による納付金

の額に相当する金額を、予算の定

めるところにより、この法律又は

農林漁業組合再建整備法に基く整

備又は再建整備を行つてゐる農業

協同組合又は農業協同組合連合会

の整備又は再建整備を促進するた

めの経費に充當しなければならな

● 本日本委員会に左の事件を付託された。
一、酪農振興法案（予備審査のため
の付託は四月十七日）
この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十九年五月二十九日印刷

昭和二十九年五月三十一日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局